

【現行】

【改正案】

(湖面利用時間)

第4条 湖面利用の禁止時間は、原則として、日没から日の出までの間とする。

(流入量規制)

第5条 出水時の湖面利用は危険であるため、早明浦ダム流入量が原則 100m³/s

以上の時は、利用を禁止する。

なお、早明浦ダム河川情報については、以下に示す方法で入手可能である。

電話応答 (自動)	0 8 8 3 - 7 2 - 5 7 1 1
インターネットHP	http://cn05.awaikeda.net/~ike-sou/
携帯電話専用HP	http://cn05.awaikeda.net/~ike-sou/imode/index.html

(外来生物への対応)

第16条 早明浦ダム湖において特定外来生物に指定されている生物を捕獲した場合、早明浦ダム湖外への持ち出しを厳禁する。

(大会及びイベント等の開催)

第17条 大会等の開催により湖面を使用したい場合は、別表1の様式11にてこの法人に届出し、理事長の了解を得た後、事務局がダム管理者ほか関係機関に必要な申請及び連絡等を行うこととする。

なお、ここに定める大会及びイベント等とは、原則として6名以上の参加者があり、一時的にダム湖進入路の一部を占用する場合をいう。

(湖面利用時間)

第4条 湖面利用とは、門扉から湖面への進入路利用を含むこととし、湖面利用時間帯 (門扉の開閉時刻) は原則として以下のとおりとする。

(1) 3月1日から4月30日まで 午前6時30分から午後6時00分まで

(2) 5月1日から9月30日まで 午前6時00分から午後6時30分まで

(3) 10月1日から2月28日まで 午前7時00分から午後5時30分まで

(流入量規制)

第5条 出水時の湖面利用は危険であるため、早明浦ダム流入量が原則 200m³/s

以上の時は、利用を禁止する。

なお、早明浦ダム河川情報については、以下に示す方法で入手可能である。

電話応答 (自動)	0 8 8 3 - 7 2 - 5 7 1 1
インターネットHP	http://cn05.awaikeda.net/~ike-sou/
携帯電話専用HP	http://cn05.awaikeda.net/~ike-sou/imode/index.html

(外来生物への対応)

第16条 早明浦ダム湖において特定外来生物に指定されている生物物捕獲した場合、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、早明浦ダム湖外への持ち出しを禁止する。

(大会及びイベント等の開催)

第17条 大会等の開催により湖面を使用したい場合は、別表1の様式11にてこの法人に届出し、理事長の了解を得た後、事務局がダム管理者ほか関係機関に必要な申請及び連絡等を行うこととする。

なお、ここに定める大会及びイベント等とは、原則として6艇以上の参加があ

<p>2 各種調整や関係機関への手続き等にかかる手数料は別表2のとおりとする。</p> <p>3 大会等開催時には、他の湖面利用者や一般通行者等に配慮し、看板の設置やホームページ等を活用するなど、周知のために必要な処置を講ずることとする。</p> <p>4 大会等開催時には湖面利用規則の周知徹底をはかり、安全に留意し行うこととする。</p> <p>5 大会等終了後には清掃するよう心掛けることとする。</p>	<p>り、一時的にダム湖進入路の一部を占有する場合をいう。</p> <p>2 各種調整や関係機関への手続き等にかかる諸費用は別表2のとおりとし、<u>大会開催後1週間までに納入することとする。</u></p> <p>3 大会等開催時には、他の湖面利用者や一般通行者等に配慮し、看板の設置やホームページ等を活用するなど、周知のために必要な処置を講ずることとする。</p> <p>4 大会等開催時には湖面利用規則の周知徹底をはかり、<u>別に定める「早明浦ダム湖面における大会等開催マニュアル」に添って安全に留意し行うこととする。</u></p> <p>5 大会等終了後には清掃するよう心掛けることとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成26年7月1日から施行する。</u></p>
---	---

別表2 改正（案）

<p><u>大会等開催（河川敷使用・道路占有有り） 21,000 円</u></p> <p><u>大会等開催（貯水池使用のみ） 5,250 円</u></p>	<p><u>大会等開催 参加者一人当たり1日につき 1,500 円</u></p> <p><u>大会実施主体団体にて取りまとめの上、一括納入してください。</u></p>
---	---